

板倉町自動販売機設置者募集要項

板倉町では、町有財産を有効活用し、施設利用者等への利便性及び町民サービス向上を図るため、板倉町役場新庁舎における自動販売機設置者（以下「設置者」という。）を募集します。

設置を希望する者は、募集要項及び別紙仕様書の内容を承知した上で申込みするものとします。

1 目的

板倉町役場新庁舎（板倉町大字板倉 2 6 8 2 番地 1（予定））への自動販売機の設置

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申し込むことができます。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

3 契約について

- (1) 自動販売機を設置するための行政財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積
仕様書のとおり
- (3) 貸付期間
平成 3 1 年 2 月 1 日から平成 3 6 年 1 月 3 1 日まで（5 年間）

4 申込方法

- (1) 提出書類
 - ア 応募申込書（様式第 1 号）
 - イ 貸付料率提案書（様式第 2 号）【厳封】※設置希望場所ごとの提出が必要です。
 - ウ 設置する自動販売機のカタログ
 - エ 販売する商品（メーカー名含む）及び販売価格一覧表
- (2) 申込受付日
平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日（木）及び平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日（金）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
※申込受付日に下記提出場所へ必要書類を直接持参するものとし、それ以外の方法による受付は行いません。
- (3) 提出場所
板倉町大字板倉 2 0 6 7
板倉町役場 企画財政課 財政係

3 審査方法及び審査結果の通知

(1) 審査は書類審査とします。設置場所毎に審査を行い、貸付料率が上位の者を自動販売機設置者として決定します。No 1については、貸付料率が上位の者から順に2者を自動販売機設置者として決定します。

※ただし、販売商品等の内容が著しく不適切であると板倉町が判断した場合は、審査対象から除外する場合があります。

(2) 審査項目

ア 貸付料率（売上金額に対する納付割合）

イ 災害協定締結の有無

※貸付料率が同率の場合、募集開始時点で災害協定を締結している者を優先とします。

(3) 貸付料率が同率であり、災害協定の有無を考慮しても決定しない場合は、後日、当該応募者立会のもと、くじにより設置者を決定します。

(4) 設置者は、平成30年12月28日（金）までに決定し、審査結果については、各応募者に文書にて通知します。

4 契約

設置者決定後、平成31年1月31日までに設置者と町有財産賃貸借契約を締結する。

5 参考

(1) 北側広場

- ・庁舎北側広場に隣接し、自由に自動販売機を利用することができます。
- ・屋外のため、常時開放しています。

(2) 庁舎1階フロア及び庁舎2階職員休憩室

- ・開庁時間 午前8時30分～午後5時15分（役場の閉庁日を除く。）

6 問い合わせ先

板倉町役場 企画財政課 財政係

電話：0276-82-1111（内線133）

FAX：0276-82-1300